## 小児総合医療施設である当院の病理組織検体取扱いについて

病理組織検体凍結保管を中心に

◎岩崎 朋弘<sup>1)</sup>、井上 卓<sup>1)</sup>、深澤 真<sup>1)</sup>、神園 万寿世<sup>1)</sup> 地方独立行政法人 静岡県立病院機構 静岡県立こども病院<sup>1)</sup>

【はじめに】がんゲノム医療およびがん遺伝子パネル検査の広がりとともに、検査材料の対象となる病理組織検体の取扱いも高水準での標準化が求められている。数年前より病理検体取扱いマニュアルやゲノム研究用・診療用病理組織検体取扱い規定が発行され、日々の業務工程に落とし込んでいる施設は多い。当院は小児総合医療施設であるため、小児希少症例に対し、中央診断へのコンサルトや臨床研究(小児固形腫瘍観察研究など)、将来の医療の進歩に備え、病理組織検体を凍結保管しておく事が多い。今回、特に当院の組織検体凍結保管やそれらに関連する取り組みについて報告する。

【取り組み】小児固形腫瘍観察研究の運用:凍結保管が必要な症例に関して、手術前日までに臨床から病理医に連絡される。採取後冷虚血時間を考慮し、直ちに手術室から病理検査室へ搬送される。病理医、病理検査技師、臨床医立ち合いの元、検体を処理し、迅速組織標本を作製する。腫瘍が採取されていた場合、提出用の組織検体凍結保管や捺印標本を作製する。迅速組織診断時の運用:通常通り迅速

組織診断を行う。腫瘍が疑われる場合は迅速組織診断報告時、病理医から執刀医へ永久標本作製用検体とは別に凍結保管用検体の採取が依頼される。組織検体は液体窒素で凍結し、-80℃超低温フリーザーで保管する。凍結保管検体は全て Excel で保管記録・出入庫の管理を行う。

【結語】当院は小児総合医療施設であることから、中央診断へのコンサルトや臨床研究において検体提出を求められることがある。また現在は対応できない症例においても将来の医療の進歩により、治療のために検体提出が必要な時期が訪れるかもしれない。そのような場合に備え臨床各科と協力し、病理検査室ではいつでも検体が提出できる環境の整備・維持に努めたい。

【連絡先】054-247-6251(内線:2325)